○経済産業省告示第五十四号

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数及び年間開催日数を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

一　一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

競走場名	年間開催回数	年間開催日数
船橋	九回	六十九日
川口	十四回	百六日
伊勢崎	十一回	八十五日
浜松	十回	七十七日
山陽	六回	四十五日
飯塚	十一回	八十五日

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
千葉県	五回
船橋市	四回
川口市	十四回
伊勢崎市	十一回
浜松市	十回
山陽小野田市	六回
飯塚市	十一回

○海上保安庁告示第八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場について、平成二十三年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

変更する事業所の名称及び所在地

変更前	変更後
神戸第一事業所 兵庫県神戸市中央区新港町十番二号	阪神事務所 大阪府大阪市港区築港一丁目七番十八号

○環境省告示第二十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号九の項中「八〇」を「五五」に、「一二〇」を「六五」に改め、同表整理番号四九の項中「七〇」を「五〇」に改め、同表整理番号九七の項中「三〇」を「二〇」に、「五〇」を「三〇」に、「四〇」を「三〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「二一〇、二二〇、二一〇、一九〇、二一〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇」に改め、同表整理番号一二二の項中「二八〇、二九〇、二七〇、二八〇、二七〇、二八〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇」に改め、同表整理番号一八六の項中「三〇」を「二五」に改め、同表整理番号一九三の項中「二〇」を「一五」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二一一の項備考欄(一)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二一二の項化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「六〇」を「五〇」に改め、同項備考欄(一)を削り、同項備考欄(二)中「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。）」を加え、「(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、六〇」を「(2)(イ)の値は、四〇」に改め、同項備考欄中(二)を(一)とし、同項備考欄(三)中「及び(ロ)、(2)(イ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇」を「、(2)(イ)及び(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇」に改め、同項備考欄中(三)を(二)とする。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二一一の項備考欄(一)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。）」を加え、「(1)(イ)及び(ロ)の値は、四〇」を「(1)(イ)及び(ロ)の値は、四〇、五〇」に改め、同項備考欄(二)中「第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであって」を「(一)のうち」に、「、(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、八〇、四〇、八〇」を「並びに(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、五〇、四〇」に改め、同項備考欄(三)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二一三の項化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「六〇」を「五〇」に改め、同項備考欄(一)を削り、同項備考欄(二)中「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。）」を加え、「(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、六〇」を「(2)(イ)の値は、四〇」に改め、同項備考欄中(二)を(一)とし、同項備考欄(三)中「及び(ロ)、(2)(イ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇」を「、(2)(イ)及び(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇」に改め、同項備考欄中(三)を(二)とする。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二一一の項備考欄(一)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。）」を加え、「(1)(イ)及び(ロ)の値は、四〇」を「(1)(イ)及び(ロ)の値は、四〇、五〇」に改め、同項備考欄(二)中「第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであって」を「(一)のうち」に、「、(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、八〇、四〇、八〇」を「並びに(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、五〇、四〇」に改め、同項備考欄(三)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二一三の項備考欄(一)及び(二)中「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。）」を加える。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

別表第一整理番号二の項中「二〇〇」を「一二〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあっては、第三欄の(1)(ロ)の値は、二〇〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一二〇」に、「一一〇〇、一二〇〇、一二〇〇」を「七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(一)中「八〇〇〇」を「五三〇〇」に改め、同項備考欄(四)中「六〇〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同項備考欄(七)中「一六〇」を「一二〇」に改め、同表整理番号一一一の項中「六〇」を「五〇」に、「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表整理番号一一五の項中「四五」に改め、同表整理番号一一七の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一一九の項中「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改め、同表整理番号一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「四〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一二